

令和6年

3月1日から

市区町村の窓口での

戸籍の証明書 の請求が便利 になります



ここが便利に！

1

どこでも

本籍地が遠くにある方でも、
最寄りの市区町村の窓口
に請求できます！

ここが便利に！

2

まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国
各地にあっても、1か所の市
区町村の窓口
にまとめて請求
できます！

結婚・相続などの行政手続や各種申請手続での負担が軽減

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

戸籍の新サービスを相続手続にも御利用ください。

法務省民事局